

## 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。2018年5月に厚生労働省が公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、介護人材の需給ギャップは2025年度末には約34万人に及んでいる。また、供給見込みは、2015年に同省が実施した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」よりも4万人も減っており、介護人材の供給（人材確保）が推計どおりに進んでいないということが読み取れる。こうした結果は、これまで政府が取り組んできた介護従事者の処遇改善対策だけでは不十分であり、抜本的な人材確保対策が必要であることを示している。

介護人材の不足を解消し、介護制度の充実を図るためには、介護従事者が抱える問題の本質となる「低賃金による生活不安」と「過酷な労働環境による健康不安・生活犠牲」を改善すること以外にない。また、それを実現するためには、介護報酬の大幅な引き上げが必要不可欠である。さらには、人材確保・離職防止対策や安全・安心の介護体制の確立が国の責任であることを鑑みれば、これに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

介護保険の真の持続性を確保するために、以下の項目について、次のとおり強く要望する。

- 1 介護現場で働く全ての労働者の処遇改善策を講じること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。
- 2 介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、1人夜勤は解消すること。
- 3 上記項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

伊勢原市議会